

小規模多機能型居宅介護について

1. 基本方針

要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、(中略) 利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

簡単に言うと・・・

地域に根ざした小さな事業所が提供する、通い、訪問、泊まりサービスを自由に組み合わせで利用してもらい、本人の能力に応じた生活圏域での日常生活を営む手助けをする事業。

2. 小規模多機能の「通い」「訪問」「泊まり」について

小規模多機能のサービスでは、デイサービス、訪問介護、ショートステイの3つのサービスと似たサービスを提供します。しかし、利用の制限などに違いがあります。

○通所介護（デイサービス）と「通い」の違い

通所介護は、あらかじめ決まった時間枠による利用とスケジュールがあり、時間数に応じた負担額がある。一方、小規模多機能の通いサービスは、午前中だけ、午後だけ、夕方だけなどの利用も可能。さらに、1日通して食事を3食とってから帰るなど、利用者のニーズに合わせた時間の過ごし方が可能。

○訪問介護と「訪問」の違い

訪問介護は、時間数に応じた負担額や時間枠によるサービス内容の制限があるが、小規模多機能の訪問サービスは、包括費用となっているため時間や回数制限がない。通常の訪問介護のサービス（食事作りや洗濯、掃除）はもちろん、5分間の安否確認や、傾聴など必要な時間に必要な分だけの利用が可能。

○短期入所生活介護（ショートステイ）と「泊まり」の違い

短期入所生活介護では、基本的に事前予約制で、あらかじめ予定を立てる必要があるが、小規模多機能の泊まりサービスは、突然の予定変更にも柔軟に対応が可能。

3. 小規模多機能のメリット・デメリット

<主なメリット>

○包括報酬なので1月の費用が一定

小規模多機能に登録した利用者は1カ月の利用回数に関わらず、包括的に1カ月定額負担。

○24時間、365日、柔軟性のあるサービスが受けられる

決まった利用の他に、各利用者に合わせてオーダーメイドの組み合わせが可能。変更も臨機応変に対応でき、夜間も対応ができる。

○サービスごとにスタッフがかわらない

小規模多機能を使わない場合、通いはデイサービス、訪問は訪問介護、泊まりはショートステイと、ケアマネジャーをコーディネーターとして、別々の事業所を利用する必要があるが、小規模多機能では、通い、訪問、泊まりのサービスを同一事業所のスタッフが提供し、情報の共有もサービス横断的にできる。また、利用の連絡もワンストップで可能。

<主なデメリット>

○登録定員と利用定員の制約がある

小規模多機能を利用するにあたっては、事業所との契約により登録が必要（短期利用を除く）。

○利用にはケアマネジャーの変更が必要

ケアプラン作成は、小規模多機能型居宅介護所属のケアマネジャーの担当となる。

○介護保険サービスで併用できないサービスがある

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与を除く居宅サービス・地域密着型サービスは利用できなくなる。

Q & A（平成 18 年 2 月 24 日）

(問) 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは地域包括支援センター（介護予防支援事業者）が作成するのか。

- (答)** 1 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が作成するのではなく、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが作成するものである。
- 2 この場合、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が行う業務と同様の業務を行っていただくことになる。
- 3 なお、ケアプランの作成については介護予防小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途「ケアプラン」の作成に係る介護報酬を算定することはできない。

Q & A（平成 18 年 3 月 27 日）

(問) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員を利用している者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合、介護支援専門員は当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更されることとなり、国保連への「給付管理票」の作成と提出については、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うこととなるが、月の途中で変更が行われた場合の小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護サービス利用にかかる国保連への「給付管理票」の作成と提出はどこが行うのか。

(答) 利用者が月を通じて小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）を受けている場合には、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員がケアプラン作成を行うこととなる。この場合の給付管理は、他の居宅介護サービスを含めて「給付管理票」の作成と提出を行い、当該月について居宅介護支援費（介護予防支援費含む）は算定されないこととなる。

月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始又は終了した場合は、居宅介護支援費の算定は可能であるため、小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護を含めてその利用者に係る「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護支援費の請求を行うこととなる。

なお、同月内で複数の居宅介護支援事業所が担当する場合には、月末時点（又は最後）の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護費を提出することとなる。

1月未満の小規模多機能型居宅介護利用の場合の居宅介護支援費の取扱い

